

# 政策評価の取組について

---

令和元年6月3日  
総務局

# 1 政策評価の概要

- 見える化改革を通じて実施してきた、政策・施策レベルで各局が自ら点検・評価し、局事業の自律的かつ総合的な見直しにつなげていくという取組を制度的に継続させていく仕組みとして、今年度から「政策評価」を実施

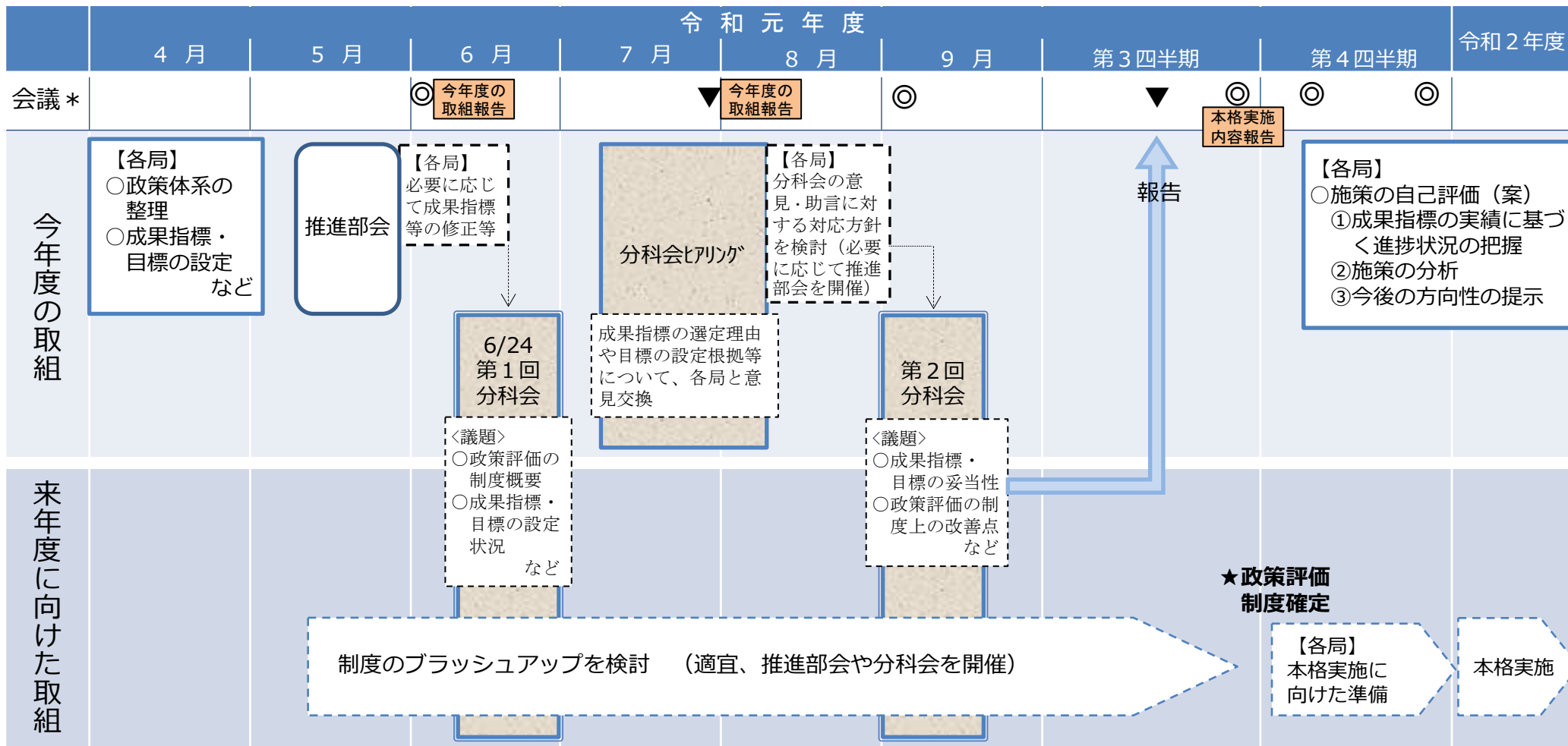
## 政策評価のポイント

- |                 |  |
|-----------------|--|
| ①目的             | <ul style="list-style-type: none"><li>○ <b>成果を重視</b>した効果的・効率的な都政運営を推進</li><li>○ 都民への<u>説明責任</u>を徹底</li></ul>   |
| ②評価対象<br>(評価単位) | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 「<b>施策</b>」レベルを対象<br/>※今年度は、見える化改革の事業ユニット（各局の主要事業について、都民の視点から見て一定の完結性のある事業の固まりとして括ったもの）における「施策」を対象</li></ul> |
| ③成果指標・目標<br>の設定 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 施策ごとに、<b>成果（アウトカム）</b>に着目した、可能な限り定量的な指標と目標値を設定</li></ul>   |
| ④評価内容           | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 成果指標の実績を基に<u>進捗状況を把握</u>し、有効性や効率性等の観点から<u>分析</u>の上、<u>今後の方向性を提示</u>することにより、各局が施策を評価</li></ul>                |
| ⑤公表             | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 施策の内容と評価結果は、都政改革本部ホームページ上で公表</li></ul>   |

都政改革アドバイザー会議  
政策評価分科会が意見・  
助言

## 2 取組のスケジュール

- 今年度は、各局 1 ユニットを対象として、推進部会での議論や、「都政改革アドバイザー会議 政策評価分科会」からの意見・助言を踏まえて、政策体系の整理、成果指標・目標の設定等を実施
- あわせて、分科会の議論も踏まえて制度をブラッシュアップ



\* 都政改革本部会議（◎）、都政改革アドバイザー会議（▼）

※分科会開催後に、評価書（政策体系、成果指標等を記載したもの）を都政改革本部ホームページで公開

### 3 今年度における各局の実施ユニット（推進部会別）

- 各局は、見える化改革で分析を行った対象事業ユニットの中から、政策評価に取り組む1ユニットを選定
- 5月下旬に、事業ユニットごとに推進部会を開催して議論

#### 推進部会Ⅰ（長谷川副知事）

担当局	事業ユニット名
財務局	都有施設建築・保全
主税局	税務行政
都市整備局	防災まちづくり
住宅政策本部	住宅施策
環境局	省エネルギー・温暖化対策
中央卸売市場	卸売市場の運営・整備
建設局	道路管理事業
交通局	バス、都電、日暮里・舎人ライナー
水道局	水道
下水道局	下水道事業

#### 推進部会Ⅱ（猪熊副知事）

担当局	事業ユニット名
生活文化局	消費生活対策
オリンピック・パラリンピック準備局	スポーツ振興
会計管理局	会計管理事務
教育庁	社会教育・生涯学習

#### 推進部会Ⅲ（多羅尾副知事）

担当局	事業ユニット名
都民安全推進本部	都民安全の推進
総務局	人権啓発
福祉保健局	障害者施策
病院経営本部	病院事業
産業労働局	農林水産業対策
港湾局	東京港整備・管理
東京消防庁	救急活動

## 4 都政改革アドバイザー会議「政策評価分科会」

### 1 設置目的

- 政策評価に関して、各局の自己評価に対する意見・助言など、より専門的な事項について検討するため、政策評価分科会を設置する（都政改革アドバイザー会議設置要綱第5条第1項）。

### 2 所掌事項（分科会への付託事項）

- 政策評価における次の事項に関する意見・助言
  - ✓ 各局が行う施策の自己評価の妥当性
  - ✓ 各局が設定する施策の成果指標・目標の妥当性
  - ✓ 施策のPDCAサイクルの推進に関すること
  - ✓ 政策評価の制度上の改善点 など

※ 分科会の経過及び結果は、都政改革アドバイザー会議に報告する（同要綱第5条第6項）。

### 3 構成等

【構成員】 都政改革アドバイザー会議の委員のうち、座長が指名した者（同要綱第5条第2項）

石田 晴美 委員（文教大学経営学部教授・公認会計士）、西村 弥 委員（明治大学政治経済学部准教授）、  
水町 雅子 委員（弁護士）

【専門調査員】 構成員が行う検討を補佐する者（同要綱第5条第3項）

大川 浩平 氏（A.T.カーニー(株) マネージャー）、出島 誠之 氏（(株)出島プランニング 代表取締役）、  
中川 美雪 氏（公認会計士）、山田 英司 氏（(株)日本総合研究所 リサーチコンサルティング 部門理事）

※ 構成員及び専門調査員は、分科会において検討する事項について調査を行うことができる（同要綱第5条第8項）。